

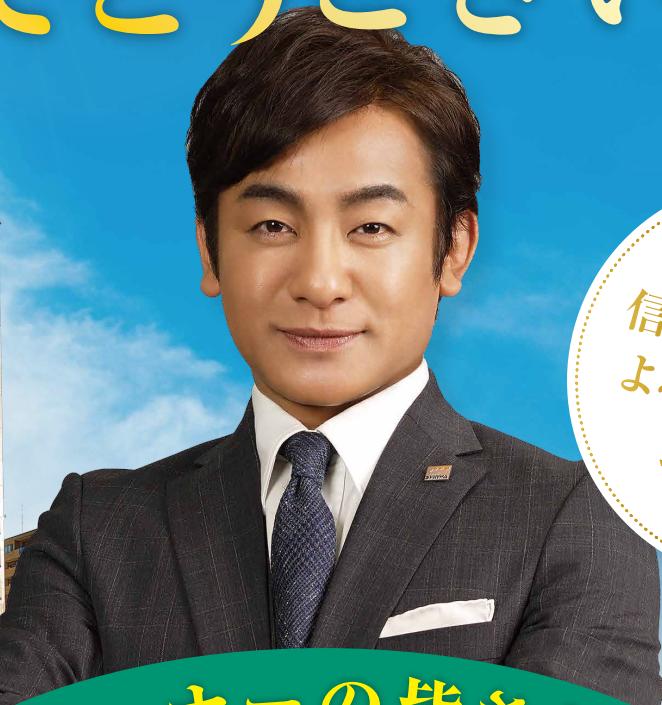
SHINWA TIMES vol.24

2021.Jan.



信和建設

新年明けまして おめでとうございます



本年も
信和グループを
よろしくお願ひ
致します

// オーナーの皆さん! //

2021年(令和3年)は

建築物(共同住宅)定期報告の年です!

1 定期報告制度とは?

建築基準法第12条に基づく、建築物の安全対策と維持管理を目的とした制度です。

建築物は長期間の使用に伴い、建築物本体の劣化や設置されている設備に性能低下が起こります。**建築物の劣化状態や防災上の問題を早期に発見し、危険を未然に防ぐことが定期報告制度の目的です。**

2 もしも適切な
維持管理を怠ったら…

避難に支障ができる、必要な設備が作動せず災害が拡大するなど、人命に危害を及ぼすことになります。

定期的に調査・検査を行って発見された問題を改善し、建築物の維持管理につなげていくことが、所有者・管理者の責務です。

3年に一度の建物調査は 「プロの目」で!



特定
建築物の調査

現場での目視調査
だけでなく、作動・打診、
図面チェックも
必要です

1. 敷地および地盤
2. 建築物の外部
3. 建築物の内部
4. 敷地および地盤
5. 屋上および屋根
6. 石綿 (アスベスト)
7. その他 (避雷針、煙突などの調査)

報告対象の用途	規模(対象用途の床面積の合計)	調査期間
共同住宅	① 3階以上に対象用途があり1,000m ² 以上 ② 5階以上に対象用途があり500m ² 以上	令和3年・6年・9年 (以降3年毎に1回)
寄宿舎・ サービス付き 高齢者向け住宅	① 3階以上に対象用途があり100m ² 超 ② 2階部分に対象用途があり300m ² 以上 ③ 地階に対象用途があり100m ² 超	

案内通知が届いたら 信和建設にお任せください!

- ① 所有者・管理者は定期報告資格者に建物の調査・検査を依頼
② 資格者は必要な調査・検査を行い報告書を作成
③ 作成された報告書を各建築防災センターに提出
④ 各行政庁にて受理され、受理結果が送付される

詳細は信和建設営業部にお問い合わせください



信和建設 株式会社

お問合せ 0120-930-817

受付時間 9:00~17:30(土日・祝日を除く)

信和建設のホームページはこちら

